

答申第 40 号

令和7年5月21日

所沢市長 小野塚 勝俊 様

所沢市情報公開・個人情報保護審査会

会長 徳永眞澄

答申書

令和6年10月22日付けで所沢市長から諮問を受けた、「昨年に所沢市職員が刑事告訴・刑事告発され、かつ、それに対し弁護士の申し入れがされた事案があったところ、当該事案に関して作成又は取得された公文書」の一切（以下「本件公開請求対象文書」という。）について行われた公開請求に対してなされた公文書公開請求却下決定（以下「本件公文書請求却下決定」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次の通り答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和6年6月21日付け所市相第1017号により、所沢市長（以下「実施機関」という。）が行った本件公文書請求却下決定は、妥当であり、本審査請求を棄却する。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、令和6年5月21日、所沢市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、本件公開請求対象文書に係る公開請求を行った。
- 2 実施機関は、令和6年6月21日、本件公文書請求却下決定を行った。
- 3 審査請求人は、令和6年8月13日、本件公文書請求却下決定を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件公文書請求却下決定を取消す。

2 審査請求の理由

実施機関は、令和6年5月21日に電子メールを審査請求人に送信し、「公開請求に係る公文書の件名又は内容」に記載の内容について、公文書が特定できないため、一

度返却いたします。当該事案について、より具体的に記載いただきますよう補正をお願いいたします。」などとしているが、実施機関が公文書公開請求を返却することができる理由はない。また、当該事案があったことは既に所沢市職員によってコメント（弁護士の申し入れがされたことを前提としたコメント）されているうえ、審査請求人は公文書を特定するに足りる事項を具体的に記載しているから、上記補正は違法である。

第4 実施機関の説明の要旨

審査請求人から、令和6年5月21日に電子申請にて公文書公開請求があったが、条例第6条第1項第3号の要件を欠いていることから、公文書公開請求書の形式上の不備が認められるとして、条例第6条第4項の規定に基づき、補正を求めるため、電子申請上にて返却を行ったものである。また、審査請求人が電子申請上にて補正の求めに応じなかったことから、令和6年5月31日付けで再度書面にて相当の期間を定めて補正を求めたが、期限を過ぎても補正の求めに応じなかったことから本件公文書請求却下決定を行ったものである。

審査請求人は公文書を特定するに足りる事項を具体的に記載していると主張するが、当該事案そのものが不明であることに加え、弁護士の申し入れ及び所沢市のコメントの具体的内容も不明であることから、審査請求書の記載をもって事案を特定することはできない。

第5 審査会の判断の要旨

1 本件の争点について

本件の争点は、公開請求に係る公文書の件名又は内容から公文書を特定することができるか否かである。

2 本件公文書請求却下決定の妥当性について

条例第6条第1項において、公開請求は次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならないと規定されており、同項第3号において公文書公開請求書には、公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項を記載すべきものとされている。

この規定の趣旨は、当該記載をもとに、実施機関の担当職員において、請求対象公文書を他の公文書と識別したうえで、請求対象公文書の存否の判断や、非公開事由の有無の調査や判断を適切に行うことを可能にするためである。

3 所沢市では、審査請求人の請求書の内容において該当する事案を識別することができず、本件公開請求対象文書を特定することができない。曖昧な情報で公文書を推測して判断することは、実施機関による恣意的運用を招く恐れがあり相当ではない。

4 したがって、実施機関が審査請求人に対し、条例第6条第4項の規定に基づき、補正を求めたのは適法である。審査請求人から補正がなされなかったため、本件公文書

請求却下決定がなされたものである。

- 5 以上のことから、審査請求人が補正の求めに応じなかったことから、本件公文書請求却下決定は公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項の記載がされていないものとして、条例第6条第1項第3号の要件を欠いていると考えられる。

6 結論

以上のことから、審査会は、前記のとおり判断する。

以上